

習志野市では、習志野市立小・中学校に就学するお子さんが安心して教育を受けられるよう、経済的な理由でお困りの方のために、学校生活を支援する「就学援助」を行っています。

① 就学援助の対象となる方

申請理由	理由を証明する書類
1.生活保護を受給している	申請は不要
2.生活保護が停止または廃止になったばかりである	保護廃止（停止）決定通知書の写し
3.令和6年度の市民税が非課税である ※居住用財産の買い替え等による特別控除は対象外	令和7年度の市民税・県民税非課税証明書 (所得割・均等割とも非課税であるもの) 非課税が決定するのは6月中旬以降ですので、 <u>それより前(4~6月上旬)に申請する方は、この「市民税非課税」の理由では申請できません。</u>
4.母子(父子)世帯で児童扶養手当を受給している ※特別児童扶養手当は対象外	児童扶養手当証書の写し (受給者氏名・手当月額・支給停止額・支払金融機関すべてがわかるところ)
5.上記1から4の理由に当てはまらないが、 経済的に困難または特別な事情がある ※所得金額が基準額を下回る場合 《 基準額の目安 》 基準額は、家族の年齢構成等によって異なります。	令和6年1~12月の所得がわかる書類 ※ <u>同一住所にお住まいの方(住民票の世帯が別の場合も含む)全員の所得がわかる</u> 下記証明書等のいずれか 5月末までに申請する場合 ・令和6年分の源泉徴収票 ・令和6年分の確定申告書(控)(第一表・第二表) ・令和6年度の市民税・県民税申告書(両面の写) →低所得の場合、市民税課の窓口で申告できる場合がありますが、原本は返却されません。提出する前に写しを取り、申請時にその写しを添付して下さい。 (6月中旬以降に市民税・県民税(非)課税通知書の写しを提出していただきます) 6月中旬以降に申請する場合 令和7年度の市民税・県民税(非)課税証明書 その他の所得がある場合 ・離婚し元配偶者から養育費等を受け取っている場合は金額の確認できる書類の写し、または通帳の写し(不要な部分は黒く塗りつぶしていただいて結構です)

家族構成	住宅の形態	家賃なし(持ち家等)	賃貸住宅の場合		
			家賃3万円	家賃5万円	家賃7万円
2人	母 30歳 子 小学校2年生	199万	246万	277万	292万
3人	父 35歳、母 35歳 子 小学校6年生	269万	315万	347万	362万
4人	父 43歳、母 43歳 子 中学校1年生 子 小学校3年生	343万	390万	421万	436万
5人	父 43歳、母 43歳 子 中学校1年生 子 小学校3年生 祖母 69歳	370万	416万	448万	463万

《所得金額とは》

- ・給与所得の方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。
- ・事業所得の方は、確定申告書の「所得金額の合計」です。

※賃貸住宅にお住まいの場合、基準額が緩和されます。(賃貸借契約書や家賃通知書(家賃の額と契約者のわかるところ)の写しを添付:共益費・駐車場代は含まない)

※保護者の死亡など特別な事情がある場合は、ご相談ください。

※住宅ローン等の債務返済は、考慮できません。

※同一住所であっても、二世帯住宅等で生計を別に行っている場合は、公共料金等の検針票や領収書の写しの提出を求める場合があります。

※資産の保有状況、親族からの援助状況などによっては、援助の対象とならない場合があります。

※申請理由3または5は、同一住所にお住まいの方(住民票の世帯が別の場合も含む)全員の状況を確認できる証明書類が必要です。

② 援助内容

新入学児童生徒学用品費の援助は入学前の申請になりますので、ご注意ください。

準要保護 援助内容 (①の2~5認定者)	小学校 (年額)	中学校 (年額)
・校外活動費 (宿泊を伴うもの)	交通費・見学料の実費	交通費・見学料・宿泊費の実費
・校外活動費 (宿泊を伴わないもの、芸術鑑賞)	実費 (限度額 3,000 円)	実費 (限度額 3,000 円)
・修学旅行費	実費 (指定費目のみ)	実費 (指定費目のみ)
・給食費	教育委員会が実費を負担	教育委員会が実費を負担
・医療費 (学校保健安全法施行令第8条で定める疾病)	実費	実費
・通学費	実費	実費
・セカンドスクール食事代	4・5年生 2,960 円(2泊) 6年生 1,480 円(1泊)	なし
・学用品費・通学用品費 (年額) 〈〉内の金額は左から 1 学期、2 学期、3 学期分の支給額。中途認定・辞退等は学期分を月数で割った額を支給。	1年生：11,630 円 〈4240 4240 3150〉 2~6年生：13,900 円 〈5060 5060 3780〉	1年生：22,730 円 〈8260 8260 6210〉 2~3年生：25,000 円 〈9080 9080 6840〉
・新入学児童生徒学用品費 (小学1年、中学1年)	57,060 円 ※入学前申請	63,000 円 ※入学前申請
・オンライン学習通信費 (年額)	14,000 円 (1 世帯あたり) 〈4680 5840 3480〉	
要保護 (生活保護) 援助内容 (①の1)	小学校 (年額)	中学校 (年額)
・校外活動費 (宿泊を伴わないもの、芸術鑑賞)	実費 (限度額 3,000 円)	実費 (限度額 3,000 円)
・修学旅行費	実費 (指定費目のみ)	実費 (指定費目のみ)
・セカンドスクール食事代	4・5年生 2,960 円(2泊) 6年生 1,480 円(1泊)	なし
・医療費 (学校保健安全法施行令第8条で定める疾病)	実費	実費

③申請の方法 (①の2~5の申請理由の方)

- ・援助を希望される場合は、申請書に必要事項(申請理由含む)を記入・押印し、下記の書類を添付して、学校へ提出してください。

(1)申請理由を証明する書類 (表面を参照)

(2)振込先指定口座の通帳の写し [A4用紙] (金融機関、支店名、口座番号、口座名義人がわかるところ)

※振込先指定口座は、児童生徒の保護者に限ります。

(申請書は教育委員会学校教育課及び各学校にもあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。)

- ・申請書は、お子さま 1 人につき 1 枚必要です。(添付書類は 1 世帯 1 セットで可)
- ・年度当初から援助を希望する場合は **2 月末日**までに学校へ提出してください。なお、確定申告の手続き等の都合により期日までに必要書類の提出が困難な場合は、3 月末日までに学校へ提出してください。認定された場合、4 月 1 日から認定となります。
- ・年度途中の新規の申請は随時受け付けていますが、原則として申請書を提出した日の翌月からの認定になります。
- ・申請の結果は学校を通じてお知らせいたします。

(申請：保護者→学校→市教育委員会、認否通知：市教育委員会→学校→保護者)

- ・申請後または認定後に、家庭状況等に変更があった場合(婚姻や離婚、転居等)は、学校教育課へご連絡ください。
- ・翌年度も継続して援助を希望する場合は、申請書及び申請理由を証明する書類等の提出が毎年必要になります。学校から 2 月頃に連絡がありますので、期限内に提出してください。

(小学6年生から中学1年生に進学する場合にも、2月頃小学校から継続手続きのお知らせがあります。)

④問い合わせ先

- ・習志野市教育委員会 学務課 就学援助担当 (TEL 047-451-1133) または、通学する学校

(令和6年7月)